

広島県告示第八百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十九年八月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
わたなべクリニク	呉市焼山中央二丁目九―四六	平成一九年六月三〇日
医療法人社団 藤井医院	尾道市因島重井町六三〇八	平成一九年六月三〇日
岡部医院	三次市和知町一三七一	平成一九年五月三一日
山本眼科医院	廿日市市山陽園七―四	平成一九年五月三一日
田中歯科医院	府中市上下町上下二〇四三	平成一九年六月四日
尾道薬剤師会医薬分業支援センター薬局	尾道市新高山三丁目一七〇―一〇〇	平成一九年五月三一日
川岡整形外科医院	呉市音戸町波多見一丁目二八―一六	平成一九年四月三〇日
松岡歯科医院	三次市十日市東四―一―三〇ショッピングセンターサングリーン二階二一五	平成一九年三月三一日
有限会社やくおう要町薬局	廿日市市地御前三丁目二―三三三	平成一八年二月三〇日
本郷薬局 東城店	庄原市東城町川西四三六―三	平成一九年一月三一日